

令和2年第4回神崎町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和2年11月30日(月曜日) 午後3時31分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第2号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 椿 等 君

2番 大原 秀雄 君

3番 高柳 智 君

4番 荒井 葉一 君

5番 鈴木 節子 君

6番 木内 直樹 君

7番 石橋 伸一 君

8番 高橋 正剛 君

9番 石井 正夫 君

10番 寶田 久元 君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	椿 等 君		
教育長	椿 勇 君	総務課長	久保木豊吉 君
総務課主幹	石井 達矢 君	町民課長	浅野 憲治 君
まちづくり課長	金田 智 君	まちづくり課担当課長	鈴木 信成 君
保健福祉課長	廣瀬 裕 君	教育課長	平野 悟 君
会計管理者(出納室長)	明石 かほ 君		

職務により出席した者

事務局長	高橋 誠一 君	書	記	花嶋 三永 君
------	---------	---	---	---------

◎開会の宣告

○議長（石橋 伸一君） 令和2年神崎町議会第4回臨時会にご出席いただきまして、大変ご苦勞様です。本臨時会も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議長席の後ろの扉と議場の扉を開放しますので、よろしくをお願いいたします。また、今回から、発言者の飛沫感染防止対策のため、演台及び議長席の前にアクリル板を設置しましたので、発言の際はマスクを取って発言をしてください。

それでは、先ほど行われた議会運営委員会において、本臨時会の運営について協議した結果、会期は本日1日とすることになりました。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

（午後3時31分）

◎開議の宣告

○議長（石橋 伸一君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回神崎町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋 伸一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、4番 荒井 葉一議員、5番 鈴木 節子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（石橋 伸一君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第3 議案第1号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第1号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、本年10月7日に人事院から、10月14日に千葉県人事委員会から、それぞれ国家公務員及び県職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、本町においてもこの勧告に準じて給与改定を行うものであります。

改正の内容は、民間給与との較差を是正するため、期末手当を年0.05か月分、引き下げるものとなっております。

実施時期につきましては、令和2年12月1日からといたします。

また、職員組合との協議も整っているところでございます。

なお、この改正に伴う今年度の影響額は、約110万円の減額となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石橋 伸一君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番(寶田 久元君) この影響額、110万円だそうです。今、正職員は何名ですか。それと、任用職員はこれを除くというので、任用職員は何名ですか。

○議長(石橋 伸一君) 久保木総務課長。

○総務課長(久保木 豊吉君) 寶田議員のご質問にお答えいたします。

職員につきましては、79名でございます。会計年度任用職員につきましては、調べてご回答いたします。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第4 議案第2号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告に伴う一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を年0.05か月分引き下げるものがあります。

実施時期も一般職と同様の令和2年12月1日からといたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを

採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(石橋 伸一君) 以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、以上で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、令和2年神崎町議会第4回臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後3時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員